

第 29 号議案

豊川市特別職の職員で非常勤のもの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例の一部改正について

豊川市特別職の職員で非常勤のもの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 24 日提出

豊川市長 竹本 幸夫

豊川市特別職の職員で非常勤のもの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

豊川市特別職の職員で非常勤のもの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例（昭和 31 年豊川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 別表（第 2 条、第 5 条関係） | | 別表（第 2 条、第 5 条関係） | |
| 区分 | 報酬額 | 区分 | 報酬額 |
| 教育委員会の委員 | 月額 <u>49,700円</u> | 教育委員会の委員 | 月額 <u>48,400円</u> |
| 選挙管理委員会の委員長 | 月額 <u>28,800円</u> | 選挙管理委員会の委員長 | 月額 <u>28,100円</u> |
| 選挙管理委員会の委員 | 月額 <u>23,600円</u> | 選挙管理委員会の委員 | 月額 <u>23,000円</u> |
| 公平委員会の委員長 | 日額 <u>10,800円</u> | 公平委員会の委員長 | 日額 <u>10,600円</u> |
| 公平委員会の委員 | 日額 <u>9,800円</u> | 公平委員会の委員 | 日額 <u>9,600円</u> |
| 代表監査委員 | 月額 <u>122,200円</u> | 代表監査委員 | 月額 <u>118,900円</u> |
| 識見を有する者から選任された監査委員 | 月額 <u>115,000円</u> | 識見を有する者から選任された監査委員 | 月額 <u>111,900円</u> |
| 議会の議員の中から選任された監査委員 | 月額 <u>39,300円</u> | 議会の議員の中から選任された監査委員 | 月額 <u>38,300円</u> |
| 農業委員会の会長 | 月額 <u>30,000円</u> | 農業委員会の会長 | 月額 <u>29,200円</u> |
| 農業委員会の会長の職務を代理する委員 | 月額 <u>26,800円</u> | 農業委員会の会長の職務を代理する委員 | 月額 <u>26,100円</u> |
| 農業委員会の委員 | 月額 <u>23,600円</u> | 農業委員会の委員 | 月額 <u>23,000円</u> |
| 農地利用最適化推進委員 | 月額 <u>23,600円</u> | 農地利用最適化推進委員 | 月額 <u>23,000円</u> |

| | | | | | |
|----------------|----------|----------------|----------------|----------|----------------|
| 固定資産評価審査委員会の委員 | 日額 | <u>8,800円</u> | 固定資産評価審査委員会の委員 | 日額 | <u>8,600円</u> |
| (略) | | | (略) | | |
| 選挙長 | 日額 以内 | <u>17,800円</u> | 選挙長 | 日額 以内 | <u>17,400円</u> |
| 投票所の投票管理者 | | | 投票所の投票管理者 | | |
| 開票管理者 | | | 開票管理者 | | |
| 期日前投票所の投票管理者 | 日額 以内 | <u>15,800円</u> | 期日前投票所の投票管理者 | 日額 以内 | <u>15,400円</u> |
| 選挙立会人 | 日額 以内 | <u>15,800円</u> | 選挙立会人 | 日額 以内 | <u>15,400円</u> |
| 投票所の投票立会人 | | | 投票所の投票立会人 | | |
| 開票立会人 | | | 開票立会人 | | |
| 期日前投票所の投票立会人 | 日額 以内 | <u>14,000円</u> | 期日前投票所の投票立会人 | 日額 以内 | <u>13,700円</u> |
| (略) | | | (略) | | |
| 備考 (略) | | | 備考 (略) | | |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、特別職の職員で非常勤のものの報酬額の適正化を図る必要があるからである。